

障発 0326 第 12 号
令和 2 年 3 月 26 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」の
一部改正について

今般、「食事による栄養摂取量の基準」（令和 2 年厚生労働省告示第 10 号）により、同告示において示す推定エネルギー必要量が改正されたことに伴い、「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日障発第 0110001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を下記のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日より適用することとしたので、留意の上、その取扱いにつき遺漏なきようお願いしたい。

なお、令和 2 年 3 月 31 日までに書かれた診断書・意見書については、従前のと通りの取扱いとする。

また、本通知は、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言（ガイドライン）として位置づけられるものである。

記

別紙「身体障害認定基準」の「第 2 個別事項」の「五 内臓の機能障害」の「5 小腸の機能障害」に規定する日本人の推定エネルギー必要量（表 1）を、別添のとおり改正する。